

一般質問通告書

令和 6年11月 5日

議会議長様

議席番号 8 番

議員氏名 上田聰

質問事項	質問要旨	指定答弁者
1. 図書館運営は直當を維持せよ	<p>社会教育課は、令和6年9月26日に開かれた第3回図書館協議会において、「社会教育課としては指定管理者制度の導入が最適」との考えを結論として示した。</p> <p>これを踏まえて以下大きく2点伺う。</p> <p>(1) 令和6年3月19日の図書館協議会で配布された会議資料（図表資料）に関連し、以下4点伺う。</p> <p>①プランAの図書館の委託料は4800万円となっているが、想定している職員数は、フルタイム5人・パートタイム13人の合計18人で合っているか。</p> <p>②プランCの図書館の委託料（指定管理料）は、プランAよりも1900万円高い6700万円となっているが、想定している職員数は23人とみてよいか。</p> <p>③プランA・B・Cのサービス水準は、ほぼ同程度なのか。もし違いがあるのであれば、その内容も明らかに。</p> <p>④図表資料の「指定管理図書館一覧（埼玉県内）」をみると、指定管理を導入している県内16図書館の委託料は1館当たり平均で約1億9370万円余りとなり、職員1人当たり換算で約529万円である。これに対し、町の想定する委託料（指定管理料）は6700万円で県平均の3分の1、職員1人当たり換算額は約291万円で、県平均の約半分である。これで図書館協議会が答申したサービスを提供できるのか。</p>	町長 副町長 教育長 社会教育課長 総合政策課長 担当課長

11月 5日 午前・午後 9時10分 受理

質問事項	質問要旨	指定答弁者
	<p>(2)これまで図書館協議会で交わされてきた「図書館の運営方法について」の議論を踏まえ、以下4点伺う。</p> <p>①指定管理に移行した場合、仕様書あるいは要求水準書以外のサービスやこれを超える水準のサービスには、誰がどのように対応するのか。</p> <p>②指定管理に移行した場合、これまで以上に厳格なモニタリングを実施して、サービス水準の維持・向上に努めなければならないが、今後5年後・10年後、図書館運営に直接携わり業務に精通した職員が減少し、やがて消滅していく中で、モニタリングの質をどうやって担保するのか。</p> <p>③指定管理の契約期間は5年である。5年後に人件費等の上昇等により指定管理料が上がった場合、予算を確保できる保障はあるのか。</p> <p>また、5年後に予算上や運営上の問題が生じるなどして、指定管理を直営に戻すとなった場合、町に図書館を運営できるだけのノウハウは残っているのか。</p> <p>④10月31日の第4回図書館協議会では、「協議会として指定管理への移行が望ましい」とする採決がなされた。議長を除く7人の委員中3人の委員が欠席する中での採決は、いくら会則で認められているからといっても強引に過ぎるのではないか。欠席した委員からは委任状などはとってあったのか。</p>	